

あんしん賃貸支援事業に係る普及・促進事業を実施する者の 公募についての公示

平成22年2月5日
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、あんしん賃貸支援事業に係る普及・促進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名 あんしん賃貸支援事業に係る普及・促進事業

(2) 事業目的

本事業は、あんしん賃貸支援事業に係る普及・促進事業を実施する者に対して、国が必要な費用を補助することにより、高齢者等の民間賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

(3) 事業内容

あんしん賃貸支援事業等の普及・促進

ア 実施主体（地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等）が当該事業を円滑に実施するために必要な資料（「部屋探しのガイドブック」、「居住支援ガイドブック」、「あんしん賃貸支援事業の解説」等）の改訂、印刷・製本、維持管理及び発送等を行い、事業の普及・促進を図る。

イ 実施主体（地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等）が当該事業を円滑に実施するために必要な資料（「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等）の改訂、印刷・製本、維持管理及び発送等を行い、事業の普及・促進を図る。

ウ 高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するための体制整備に資する資料の作成、印刷・製本、維持管理及び発送等を行う。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成22年2月下旬 ～ 平成22年3月23日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(7)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の的確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 公平性及び中立性が高く、事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (5) 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- (6) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅総合整備課 大友
電話 03-5253-8111(内線 39325) ファクシミリ 03-5253-1628
電子メール ootomo-r2za@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成22年2月5日から平成22年2月18日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成22年2月19日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎2004」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。